

第1章 本ガイドンスの目的と輸出令別表第2の概要

1. 1 輸出管理の目的と規制対象

1) 輸出管理の目的

輸出管理の目的は、安全保障、及び、安全保障以外の国際協調等である。

安全保障は外為法第1条（目的）で、安全保障以外は外為法第48条（輸出の許可等）第3項で定められている。

2) 安全保障輸出管理の規制対象

安全保障輸出管理の規制対象は、兵器（大量破壊兵器・通常兵器）に転用可能な貨物及び役務（技術情報・ソフトウェア）で、次のように規制されている。

貨物 ⇒ 輸出令別表第1の1～15項

役務 ⇒ 外為令別表の1～15項

輸出規制該当品目（貨物及び/又は役務）は、原則として輸出許可が必要である。（外為法第48条第1項）

3) 安全保障以外の輸出管理の規制対象

安全保障以外の輸出管理の規制対象は、貨物のみで輸出令別表第2で定められている。

輸出令別表第2で規制される貨物は、原則として、輸出許可ではなく輸出承認が必要である。（外為法第48条第3項）

(注) 「許可」と「承認」の法律上の違い
「許可」とは、法令などによって一般的に禁止されている行為を特定の場合に解除する行為のことである。 要約すれば、「禁止の解除」である。 外為法第48条（輸出の許可等）第1項に関連する安全保障輸出管理の場合、「…輸出をしようとする者は、…経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と、許可は法律で強制されている。
「承認」とは、承認権限のある機関が、他の機関又は人の行為に与える同意のことである。不確定状態を確定させるための意思表示とも言え、時効の承認、相続の承認など使用され、主観的ニュアンスがある。 要約すれば、「承認権限機関の同意」である。 外為法第48条（輸出の許可等）第3項に関連する安全保障以外の輸出管理の場合、「経済産業大臣は、…承認を受ける義務を課することができる。」と、法律段階では、承認は裁量である。 また、輸出令第2条第1項では、「…輸出をしようとする者は、…経済産業大臣の承認を受けなければならない。」と、政令段階で承認を強制にしている。

1. 2 本ガイドンスの目的

1) 本ガイドンスの目的

本ガイドンスの目的は、輸出令別表第2の内、以下の貨物（化学物質）について解説することである。即ち、パラメータシートのある21の3・35・35の3各項の物質、及び、36項の内キャンデリラワックスである。

また、付随する目的は、輸出令別表第2全体の概要を解説することである。

なお、安全保障輸出管理の解説は、輸出令別表第1の1～15項、並びに、外為令別表の1～15項に関する各ガイドンスを参照されたい。

表1：本ガイドンスの対象

貨物名	輸出令別表 第2の項番	パラメータシートの様式番号	対象物質の数
麻薬及び 向精神薬原料関連	21の3項	別2-21-3物質リスト	18
オゾン層を破壊する物質関連	35項	別2-35物質リスト	96
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、 販売禁止農薬、 特定毒物、 労安法製造等禁止有害物、 化審法第一種特定化学物質関連	35の3項	別2-35-3物質リスト	96（内訳は下記） ロッテルダム 36 農薬 6 毒劇物 19 労安法 7 化審法 28
キャンデリラワックス	36項	なし	1

2) 第1・2章の構成と注意点

第1章の構成は、輸出管理の目的・規制対象・根拠法令等である。

また、第2章の構成は、輸出令別表第2の内、21の3・35・35の3項の解説等である。
この内、根拠法令は、巻末に関係法令としてまとめた。

また、読み易さを考慮し、以下のように記した。

- ◆ 条文の1項について、2項以降がある場合は1項と明示。
- ◆ 条文内の（ ）書きは、斜体で表示。
- ◆ 解説と関係が深い条文箇所の下線。
- ◆ 輸出貿易管理令は輸出令といったように、原則として略語で表示。

1. 3 輸出令別表第2の概要

1. 3. 1 安全保障以外の輸出管理の目的

安全保障以外の輸出管理の目的は、国際協調等のためである。

より詳細には、次ページの通りである。（外為法第48条第3項）

- ① 国際収支の均衡維持、
- ② 外国貿易及び国民経済の健全な発展、
- ③ 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行、
- ④ 国際平和のための国際的な努力への我が国としての寄与、
- ⑤ 我が国の平和及び安全の維持のための閣議決定の実施（原文は第 10 条第 1 項の閣議決定の実施）。

1. 3. 2 輸出令別表第 2 の規制内容

上記目的達成のため、輸出令別表第 2 は次の事項を規制している。

- ① 国内需給調整、
- ② 輸出秩序維持、
- ③ 国際協定等の遵守、
- ④ 輸出禁制物資の管理

1. 3. 3 輸出令第 2 条、第 4 条、第 11 条の内容

以下のように、輸出令別表第 2 の表タイトルには、輸出令第 2 条、第 4 条、第 11 条関係と記されている。

そこで、まずこれらの内容を概観する。

輸出令第 2 条（輸出の承認）は、特定の場合、貨物の輸出者は経済産業大臣の承認を受けることが強制である旨を定めている。

輸出令第 4 条（特例）は、その特例としての適用除外を定めている。

輸出令第 11 条（権限の委任）は、特定の場合、承認権限が経済産業大臣から税関長に委任される旨を定めている。

これらの原文は巻末参照。

なお、輸出令第 4 条（特例）は、条文構造がかなり複雑なため、本ガイダンスで解説をする 21 の 3、35、35 の 3 の各項に関係が深い箇所のみ記す。

1. 3. 4 本ガイダンスで解説する輸出令別表第 2 の規制物質

輸出令別表第 2 の規制物質の内、本ガイダンスで解説している化学物質は 21 の 3・35・35 の 3 各項の物質、及び、36 項の内キャンデリラワックスで、詳細は次の通りである。

輸出令別表第 2（第 2 条、第 4 条、第 11 条関係）

	貨 物	地域
21 の 3	麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	全地域
[通商産業省令 第 38 号 平成 4 年 6 月 19 日] 輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 3 の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。		

	1) N-アセチルアントラニル酸及びその塩類 2) アセトン 3) アントラニル酸及びその塩類 4) イソサフロール 5) エチルエーテル 6) エチルメチルケトン(別名メチルエチルケトン) 7) エルゴタミン及びその塩類 8) エルゴメトリン及びその塩類 9) 塩化水素の水溶液(別名塩酸) 10) 過マンガン酸カリウム 11) サフロール 12) トルエン 13) ピペリジン及びその塩類 14) ピペロナール 15) 無水酢酸 16) 3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン 17) リゼルギン酸及びその塩類 18) 硫酸	
35	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質	全地域
35 の 3	(1) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 (2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬(次のいずれかに該当するものに限る。)の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの - 農薬取締法第3条第1項第三号から第七号までのいずれかに該当するものとして同条第3項の規定に基づきその登録の申請を却下された農薬 - 農薬取締法第3条第1項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至った場合において同法第6条の3第1項の規定に基づきその登録が取り消された農薬 - 農薬取締法第3条第1項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第9条第2項の規定に基づきその販売を禁止された農薬 (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第3項に規定する特定毒物((1)に掲げるものを除く。) (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品又は同条第2項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤(次のいずれかに該当するものに限る。)	全地域

	の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの 1. 薬事法第 14 条第 2 項第三号ロに該当するものとして同項の規定に基づきその承認が与えられなかった医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤 2. 薬事法第 14 条第 2 項第三号ロに該当するものとして同法第 74 条の 2 第 1 項の規定に基づきその承認が取り消された医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤 (5) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条第 1 項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物（(1)に掲げるものを除く。） (6) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第 1 種特定化学物質（(1)に掲げるものを除く。）	
36	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（注 1） 附属書 I 又は附属書 II に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物（次の項及び 43 の項の中欄に掲げるものを除き、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。） （注 1）条約が採択された都市名からワシントン条約という。 （注 2）本ガイダンスではキャンデリラワックスについて記載。	全地域

1. 3. 5 輸出令別表第 2 の規制物質と根拠

輸出令別表第 2 の規制物質とその根拠を概観するため、以下に一覧にする。

規制の正確な文言は、輸出令別表第 2 の本文を参照されたい。

本ガイダンスで解説する 28～32 の各項には下線を記した。

なお、2～18 項、22～24 項、26・27、31 項は、削除されているため表からも削除した。

輸出令別表第 2 の規制貨物とその根拠一覧

	貨 物	規制の根拠
1	ダイヤモンド	国際協定等による規制物資
19	血液製剤	国内需要確保のための輸出規制物資
20	核原料・核燃料物質（使用済燃料含む。）	国内需要確保のための輸出規制物資、

		国際協定等による規制物資（使用済燃料、核燃料・核原料物質の廃棄物に限る。）
21	(1)核原料・核燃料物質による汚染物 (2)使用済燃料の分離物・これによる汚染物	国際協定等による規制物資
21 の 2	放射性同位元素	国際協定等による規制物資
21 の 3	麻薬向精神薬原料・その他の麻薬、向精神薬の原料となる化学物質	国際協定等による規制物資
25	イ 漁ろう設備を有する船舶 ロ 漁獲物を原材料とする製品の製造設備を有する船舶 ハ 漁獲物の保蔵の設備を有する船舶	輸出急増・過当競争防止又は仕向地における輸入制限の防止のための輸出規制物資
28	<u>ふすま、米ぬか、及び麦ぬか</u>	<u>国内需要確保のための輸出規制物資</u>
29	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料	<u>国内需要確保のための輸出規制物資</u>
30	<u>しいたけ種菌</u>	<u>国内需要確保のための輸出規制物資</u>
32	<u>せん、及びならの丸太</u>	<u>国内需要確保のための輸出規制物資</u>
33	うなぎの稚魚	国内需要確保のための輸出規制物資
34	冷凍のあさり、はまぐり、いがい	国際協定等による規制物資
35	オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C、附属書Eに掲げる物質	国内需要確保のための輸出規制物資、 国際協定等による規制物資
35 の 2	(1)特定有害廃棄物等 (2)廃棄物	国際協定等による規制物資
35 の 3	(1) ロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質 (2) 農薬の成分である次の化学物質 1. 登録申請を却下された農薬 2. 登録が取り消された農薬	国際協定等による規制物資

	3. 販売を禁止された農薬 (3) 特定毒物（毒物及び劇物取締法） (4) 医薬品・医薬部外品に該当する殺虫剤の成分である次の化学物質 1. 承認がえられなかった医薬品・医薬部外品に該当する殺虫剤 2. 承認が取り消された医薬品・医薬部外品に該当する殺虫剤 (5) 労働安全衛生法施行令第16条第1項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物 (6) 第1種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）	
36	ワシントン条約の種に属する動・植物、個体の一部・卵、種子、はく製、加工品その他の動・植物の派生物 （注）本ガイドスはキャンデリラワックスのみ記載。	国際協定等による規制物資
37	希少野生動植物種の個体、その器官、これらの加工品	輸出禁制物資等
38	かすみ網	輸出禁制物資等
39	偽造・変造・模造の通貨、郵便切手、収入印紙	輸出禁制物資等
40	反乱を主張し、せん動する内容を有する書籍、図画その他の貨物	輸出禁制物資等
41	風俗を害するおそれがある書籍、図画、彫刻物その他の貨物	輸出禁制物資等
42	麻薬・向精神薬・これらの用具、大麻・その用具、あへん・その用具、けしがら、覚せい剤・その用具、覚せい剤原料	輸出禁制物資等
43	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物、重要美術品	輸出禁制物資等
44	工業所有権・著作権を侵害すべき貨物、原産地誤認貨物	輸出禁制物資等
45	関税法第69条の12第1項に規定する認定手続が執られた貨物	輸出禁制物資等

第2章 各項の解説

2. 0 はじめに

輸出令別表第2のパラメータシートは、21の3、35、35の3各項のみが存在する。

第2章では、これら各項を解説する。

また、これら各項の該非判定は、パラメータシートを使用すると便利である。

該非判定（パラメータシートを用いる用いないに関わらず）を確実にし、また、承認等の手続及び運用を確実にを行うため、各項の規制内容の正確な理解が必要である。このため、以下に規制貨物の概要、関係する条約・法規制の目的等を含めて解説する。

2. 1 輸出令別表第2の21の3、35、35の3各項の解説

2. 1. 1 輸出令別表第2の21の3項

1) 輸出令別表第2の21の3項の規制物質

輸出令別表第2の21の3項の規制物質は、次の18種である。

既に輸出令別表第2の表にも記したが、規制値を含めて以下に一覧にする。

これらに該当するか否かを検討すれば、この項の該非判定は完了する。

輸出令別表第2の21の3項の規制物質

物質名	規制値	特定
1) N－アセチルアントラニル酸及びその塩類	濃度 50%超	①
2) アセトン	濃度 50%超	—
3) アントラニル酸及びその塩類	濃度 50%超	—
4) イソサフロール	濃度 50%超	②
5) エチルエーテル	濃度 50%超	—
6) エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン)	濃度 50%超	—
7) エルゴタミン及びその塩類	濃度 50%超	③
8) エルゴメトリン及びその塩類	濃度 50%超	④
9) 塩化水素の水溶液 (別名塩酸)	濃度 10%超	—
10) 過マンガン酸カリウム	濃度 10%超	⑤
11) サフロール	濃度 50%超	⑥
12) トルエン	濃度 50%超	—
13) ピペリジン及びその塩類	濃度 50%超	—
14) ピペロナール	濃度 50%超	⑦
15) 無水酢酸	濃度 50%超	⑧
16) 3・4－メチレンジオキシフェニル－2－プロパノン	濃度 50%超	⑨
17) リゼルギン酸及びその塩類	濃度 50%超	⑩
18) 硫酸	濃度 10%超	—

規制値は、経済産業省ホームページの『麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について』の「2適用品目」による。これによると、塩化水素の水溶液（塩酸）、過マンガン

酸カリウム、硫酸が 10%超、それ以外は 50%超が規制されている。

また、適用除外品目、輸出承認の申請も、『麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について』に記されている。

詳細は、『2. 3. 3 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認（輸出令別表第 2 の 21 の 3 項）』を参照されたい。

また、上表右端の特定欄の①～⑩の 10 品目は、“特定”麻薬向精神薬原料である。

これら 10 品目は、たとえ麻薬等原料輸出業者の届出がなされていても、輸出の都度、地方厚生（支）局長（窓口：麻薬取締部）へ届出が必要である。

詳細は、『2. 4 麻薬向精神薬の原料の取扱いについて（輸出令別表第 2 の 21 の 3 項）』を参照されたい。

2) 麻薬及び向精神薬取締法の目的と第 1 条（目的）の原文

麻薬及び向精神薬取締法の目的は、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害防止である。

麻薬及び向精神薬取締法の第 1 条（目的）の原文

この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 1. 2 輸出令別表第 2 の 35 項

1) 輸出令別表第 2 の 35 項の規制物質

輸出令別表第 2 の 35 項の規制物質は、96 種である。

『オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 A、附属書 B、附属書 C 及び附属書 E に掲げる物質の輸出承認について』（巻末参照）に、適用品目（96 種の物質の内訳）・輸出承認の申請等が記されている。

また、内訳は、{運用通達より『2 輸出の承認』}の原文『解釈を要す語』の 35 にも記されている。ここでの該非判定はこれらに該当するか否かによる。

モントリオール議定書附属書 A、B、C、E に掲げる物質の内訳

	グループ	規制物質の数	規制物質の数
附属書 A	I	5	8
	II	3	
附属書 B	I	10	12
	II	1	
	III	1	
附属書 C	I	40	75
	II	34	
	III	1	
附属書 E	—	1	1
合 計		96	96

2) モントリオール議定書前文

この協定の最終目標は、オゾン層破壊物質の放出を無くすことである。
モントリオール議定書前文の原文は巻末参照。

3) オゾン層保護法

輸出令別表第2の35項の規制物質は、オゾン層保護法の規制対象でもあり、輸出に関しては、輸出量を記録・保管する（24条）と共に、輸出実績を経済産業省に届け出る必要がある（17条）。

2. 1. 3 輸出令別表第2の35の3項

1) 輸出令別表第2の35の3項の規制物質

輸出令別表第2の35の3項の規制物質は、96種である。内訳は次の通り。

具体的には『化学物質の輸出承認について』又は〔運用通達より『2. 輸出の承認』〕の原文『解釈を要す語』等に記されている。

『化学物質の輸出承認について』は、経済産業省のホームページにあり、この中で、適用品目、輸出承認の申請等が記されている。詳細は、『2. 3. 5 化学物質の輸出承認について（輸出令別表第2の35の3項）』を参照されたい。

輸出令別表第2の35の3項の規制物質内訳

内容	規制物質の数
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤	36
販売禁止農薬（農薬取締法）	6
特定毒物（毒物及び劇物取締法）	19
労安法製造等禁止有害物	7
化審法第一種特定化学物質関連	28
合計	96

（重複あり）

2) ロッテルダム条約（PIC条約）

正式名称は、『国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約』と言う。環境省のウェブサイトによれば、PIC条約は、先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐため、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続（*Prior Informed Consent*、*PIC*）等を規定したもので、2004年2月に発効。

3) 農薬取締法

農薬取締法の目的は、次の同法第1条の通りである。

第1条（目的） この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。
--

また、農薬の定義は以下の通りである。

第1条の2（定義） この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

4）毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取締法の目的は、次の同法第1条の通りである。

第1条（目的） この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

また、特定毒物の定義は以下の通りである。

第2条（定義） 3項：この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第3に掲げるものをいう。

別表第3 （注） 35の3項(3)に掲げる物質と同一

1. オクタメチルピロホスホルアミド
2. 四アルキル鉛
3. ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
4. ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
5. ジメチルー（ジエチルアミド－1－クロロクロトニル）－ホスフエイト
6. ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
7. テトラエチルピロホスフエイト
8. モノフルオール酢酸
9. モノフルオール酢酸アミド
10. 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

5）労働安全衛生法

労働安全衛生法（労安法）の目的は次の同法第1条の通りである。

第一条（目的） この法律は、労働基準法と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

6）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の目的は次の同法第1条の通りである。

第一条（目的） この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

2. 2 承認違反に対する罰則

承認違反に対する罰則は、外為法第9章第69条の7第四号等で定められている。

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金で、併科される。

ただし、違反行為の目的物価格の5倍が500万円超のとき、罰金は価格の5倍以下である。

また、偽りその他不正の手段により第48条第3項の規定に基づく命令の規定による承認を受けた者は第70条第33号により、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金で、併科される。

ただし、当該違反行為の目的物価格の3倍が100万円超のとき、罰金は価格の3倍以下である。

罰則関係の条文は巻末参照。

2. 3 経済産業省の該当ホームページ

掲載内容

業務を容易に進められるようにするため、以下に経済産業省のホームページから関係箇所を転載する。

特に、本ガイダンスで扱っている輸出令別表第2の21の3・35・35の3項に関係する主な箇所は転載した。

なお、36項はキャンドリラワックスのみのため、一部のみ転載とした。

また、ハイパーリンクがある場合、下線を付けた。

アクセス方法

各ホームページへのアクセスを容易にするため、各ページにアクセス方法を明示した。

例えば、『2. 3. 1 輸出承認申請』では、経済産業省ホームページの『トップページ』から、『政策別に探す』をクリックし、次に『対外経済』をクリックし、次に『貿易管理』をクリックし、最後に『輸出承認申請』をクリックすると行き当たる。

『輸出承認申請』の箇所のみ、表示は『輸出申請を行う方への手続案内』となっている。

2. 3. 1 輸出承認申請

輸出承認申請を行う方への手続案内

アクセス

[トップページ](#)>[政策別に探す](#)>[対外経済](#)>[貿易管理](#)>[輸出申請を行う方への手続案内](#)

(注) 以下の手続きの他に別途、通関手続きが必要となります。

また、他法令による手続きも必要となることがありますので、他法令についてもご確認下さい。

以下の貨物の輸出に関するお問い合わせ先

【経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課】

Tel : 03-3501-1659 (直)

(注) ここに輸出令別表第2の21の3・35・35の3項及び36項が該当する。

これら以外は、本ガイドンスでは転載を省略する。

21の3 [麻薬、向精神薬の原材料等](#)、35 [オゾン層を破壊する物質](#)、
35の3 [化学物質](#)について、以下2. 3. 3から2. 3. 5に記す。

それぞれの題名は、『2. 3. 3 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（輸出令別表第2の21の3項）』、『2. 3. 4 フロン関係（輸出令別表第2の35項）』、『2. 3. 5 化学物質の輸出承認について（輸出令別表第2の35の3項）』である。

電子申請について

[書面による申請手続きのほか、「NACCS 貿易管理サブシステム」による電子申請手続きも行えます。](#)

申請書等の様式について

[外国為替及び外国貿易法に基づく申請様式のダウンロードページ](#)

(注) 申請様式に裏面がある場合は、必ず両面印刷にして下さい。

外国為替及び外国貿易法で指定された貨物の輸出申請窓口

[外国為替及び外国貿易法で指定された貨物の輸出申請窓口一覧](#)

(注) 次の2. 3. 2に『外国為替及び外国貿易法で指定された貨物の輸出申請窓口一覧』の内、輸出令別表第2の21の3・35・35の3項に係る箇所を転載する。

2. 3. 2 輸出令別表第2対象貨物に係る申請窓口等一覧

アクセス

[トップページ](#)>[政策別に探す](#)>[対外経済](#)>[貿易管理](#)>[貿易／貿易管理](#)>[輸出貿易管理令別表第2対象貨物に係る申請窓口等一覧](#)

輸出令別表第 2 対象貨物に係る申請窓口等一覧

窓口一覧		
輸出令 別表第 2 貨物番号	輸出承認品目名	担当課・班
21 の 3	<u>麻薬、向精神薬原材料等</u>	貿易審査課 化学品貿易審査班
35	<u>オゾン層を破壊する物質</u>	貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班
35 の 3	<u>有害化学物質（P I C 関連及び化審法・労安法関連）</u>	貿易審査課 化学品貿易審査班
36	<u>ワシントン条約（加工品等）</u>	貿易審査課 野生動植物貿易審査班
36	<u>ワシントン条約（生きているもの等。ただし、各経済産業局にて承認する植物を除く）</u>	農水産室 野生動植物貿易班
36	ワシントン条約（サボテン科全種、人工繁殖もののそてつ全種、アロエ属全種、人工繁殖もののらん科全種、シクラメン属全種）	各経済産業局
その他	<u>委託加工貿易</u>	各経済産業局／ 貿易審査課

問い合わせ先（所在地及び電話番号）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

東京都千代田区霞が関 1－3－1

03－3501－1511（代） 3251～3255（内）

03－3501－1659（直）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室

東京都千代田区霞が関 1－3－1

03－3501－1511（代） 3261～3264（内）

03－3501－0532（直）

経済産業省製造産業局化学物質安全室

東京都千代田区霞が関 1－3－1

03－3501－1511（代） 3701～3703（内）

03－3501－0605（直）

北海道経済産業局産業部国際課

北海道札幌市北区北八条西 2－1－1（札幌第一合同庁舎）

TEL：011－709－1752

東北経済産業局産業部産業振興課国際室

宮城県仙台市青葉区本町 3－3－1（仙台合同庁舎）

TEL : 022-263-1111 (代)
 関東経済産業局産業部国際課
 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 (さいたま新都心合同庁舎1号館)
 TEL : 048-601-1200 (代)
 中部経済産業局地域経済部国際課
 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
 TEL : 052-951-4091
 近畿経済産業局通商部通商課
 大阪府大阪市中区中央区大手町1-5-44 (大阪合同庁舎1号館)
 TEL : 06-6966-6034
 中国経済産業局産業部産業振興課
 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎2号館)
 TEL : 082-224-5638
 四国経済産業局産業部産業振興課国際室
 香川県高松市サンポート3-33 TEL : 087-811-8525
 九州経済産業局国際部国際課
 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
 TEL : 092-482-5425
 東京通商事務所総務課
 東京都文京区湯島4-6-15 (湯島地方合同庁舎)
 TEL : 03-5842-7071 (代)
 横浜通商事務所総務課
 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 (横浜第2港湾合同庁舎)
 TEL : 045-201-9606
 神戸通商事務所総務課
 兵庫県神戸市中央区浜辺通29番地 (神戸地方合同庁舎 5階)
 TEL : 078-393-2682
 沖縄経済産業部商務通商課
 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 (那覇第2地方合同庁舎2号館)
 TEL : 098-866-1731 (代)

2. 3. 3 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について (輸出令別表第2の21の3項)

アクセス

[トップページ](#) > [政策別に探す](#) > [対外経済](#) > [貿易管理](#) > [貿易／貿易管理](#) > 輸出承認申請 > 麻薬、向精神薬の原材料等

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

- (1) 適用品目は、[輸出令別表第2の21の3項中欄に掲げる貨物 \(PDF形式: 60KB\)](#)  とする。

なお、個別物質名については、輸出令別表第2及び別表第7の規定に基づき

貨物を定める省令(平成4年通商産業省令第38号)の第1条の貨物である。

(注)輸出令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令第1条の貨物として、輸出令別表第2の21の3項で規制される18種の貨物名が列挙されている。付表第1も全く同様に18種の貨物名が列挙されている。

(2) 適用除外品目は、付表第2〔(注) 正確には別紙第2下記参照〕とする。

[適用除外品の詳細 \(PDF形式: 58KB\)](#)  (下記参照)

(注) 重複するが輸出令別表第2の21の3項中欄に掲げる貨物は下記の通り。

輸出令別表第2の21の3項規制対象物質

- | |
|--|
| 1 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類を50%を超えて含有する物 |
| 2 アセトン を50%を超えて含有する物 |
| 3 アントラニル酸及びその塩類を50%を超えて含有する物 |
| 4 イソサフロールを50%を超えて含有する物 |
| 5 エチルエーテルを50%を超えて含有する物 |
| 6 エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン) を50%を超えて含有する物 |
| 7 エルゴタミン及びその塩類 を50%を超えて含有する物 |
| 8 エルゴメトリン及びその塩類 を50%を超えて含有する物 |
| 9 塩化水素 (塩酸) を10%を超えて含有する物 |
| 10 過マンガン酸カリウムを10%を超えて含有する物 |
| 11 サフロール を50%を超えて含有する物 |
| 12 トルエンを50%を超えて含有する物 |
| 13 ピペリジン及びその塩類を50%を超えて含有する物 |
| 14 ピペロナルを50%を超えて含有する物 |
| 15 無水酢酸を50%を超えて含有する物 |
| 16 3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノンを50%を超えて含有する物 |
| 17 リゼルギン酸及びその塩類を50%を超えて含有する物 |
| 18 硫酸を10%を超えて含有する物 |

(注)「適用除外品の詳細」は下記の通り。別紙第2は下記の(1)に該当。

以下の21の3項の輸出貨物のいずれかに該当する場合、輸出承認申請を要しない。

(1) 適用除外品目

- ①アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン
- ②放射性物質を含有する物
- ③バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸

(2) 別表第7の1 (少額特例)

契約額が30万円以下のアセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン (別名: メチルエチルケトン)、塩化水素の水溶液 (別名: 塩酸)、トルエン、硫酸

参考) 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認についての付表第2 (廃止)

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- | |
|---|
| 1 付表第1の品目の含有率が50%以下のもの
但し、9、10、18については、この限りではない。 |
| 2 アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン |
| 3 放射性物質を含有する物 |

3 輸出承認の申請

必要書類および注意事項→[こちらをまずご覧ください](#) (WORD 形式：50KB)

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

※輸出承認申請書は、政府刊行物センター若しくは大型書店にてご購入下さい。

(記載例 (WORD 形式：55KB) )

また、[こちらからもダウンロードできます。](#)

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

[「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」](#)を制定し、平成22年4月1日より施行する。(PDF 形式：211KB) 

1) 申請理由書 1通

[申請理由書 \(PDF 形式：7KB\)](#) 

[申請理由書 \(WORD 形式：20KB\)](#) 

[申請理由書 \(一太郎形式：20KB\)](#) 

2) 取引内容等明細書 1通

[取引内容等明細書 \(PDF 形式：182KB\)](#) 

[取引内容等明細書 \(WORD 形式：62KB\)](#) 

[取引内容等明細書 \(一太郎形式：80KB\)](#) 

3) 輸出承認実績一覧表 (規制物質、買主及び最終需要者が前回と同一の場合) 1通

[輸出承認実績一覧表 \(PDF 形式：88KB\)](#) 

[輸出承認実績一覧表 \(WORD 形式：44KB\)](#) 

[輸出承認実績一覧表 \(一太郎形式：32KB\)](#) 

4) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

5) 混合物の場合、成分表等の写し 1通

6) 新規案件の概要 (新規案件に限る) 1通

[新規案件の概要 \(PDF 形式：115KB\)](#) 

[新規案件の概要 \(WORD 形式：37KB\)](#) 

[新規案件の概要 \(一太郎形式：39KB\)](#) 

7) その他、特に必要があると認める場合は、当該書類

[顧客リスト \(PDF 形式：106KB\)](#) 

[顧客リスト \(WORD 形式：47KB\)](#) 

[顧客リスト \(一太郎形式：44KB\)](#) 

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認のうえ、行うこととする。

5 Q & A

[よくあるご質問及びその回答を掲載致しました。](#) (PDF 形式：166KB) 

(注)『輸出令別表第2の21の3項のよくあるQ & A』として下記に掲載。

問い合わせ先

こちらをご覧ください。→[連絡先等詳細](#)（PDF 形式：108KB）

輸出令別表第2の21の3項のよくあるQ&A（原文は21-3 よくあるQ&A）

アクセス

[よくあるご質問及びその回答を掲載致しました。](#)（PDF 形式：166KB）

【輸出承認申請関係】

Q 1 トルエン 30%とMEK 30%の混合物は、承認申請が必要ですか？

A 1 不要です。

個々の含有量が 50%規制値を超えた場合に規制の対象となります。

Q 2 1つの輸出契約の中にトルエン 60%の混合物・アセトン 70%の混合物・MEK 30%の混合物があります。それぞれ 25 万円・20 円・15 万円です。個々の金額は 30 万円以下なので、少額特例が適用されますか？

A 2 適用されません。

1つの輸出契約の中の 21-3 対象貨物の合計額でみます。

この場合、トルエン 25 万円＋アセトン 20 万円＝計 45 万円の申請が必要となります。MEKは含有率が 50%以下なので、そもそも対象外です。

Q 3 トルエン 20 万円の輸出契約が 4 つあります。一緒に船積みするので INVOICE 価格は 30 万円を超えるが、承認申請は必要ですか？

A 3 不要です。

あくまで輸出契約額が 30 万円を超えた場合に承認申請が必要となります。

Q 4 輸出契約額は 120 万円だが、少量ずつ出荷するので 1 回の輸出額は 30 万円以下になります。承認申請は不要と考えて良いでしょうか？

A 4 承認申請が必要です。

A 3 と同様、輸出契約額で考えます。

Q 5 承認された数量は 1 度に船積みしなければいけませんか？

A 5 有効期限内であれば、何回でも分けることができます。ただし、数量が増えたり、単価が変更になった場合は内容変更手続きが必要となります。

Q 6 40 万円の承認が必要な貨物の輸出契約が 3 つあります。全て輸入者も最終需要者も同じなので、まとめて 1 件として承認できますか？

A 6 可能です。ただし、大幅に輸出契約条件が異なる場合には、それぞれの輸出契約毎に承認申請をしてください。

Q 7 1つの輸出契約の中にトルエンの無償の商品見本の評価額 31 万円（輸出貿易管理令別表第 5 第二号適用除外）があります。無償の商品見本を無償で

輸出するため、少額特例が適用されて輸出承認申請不要と考えて良いでしょうか。

- A 7 申請が必要です。通常通りの申請をし、輸出承認申請書には単価（輸出契約書に商品見本の値段が明記してあること）を記載し、商品見本分については、価額の欄に（No Commercial Value）、（Free Sample）等カッコ書きで併記して下さい。総合計額は 31 万円と記載します。

【内容変更申請関係】

Q 1 : 申請者の社名・住所変更

A 1 : 内容変更。

社名・住所変更を確認できる書類を添付（変更年月日、変更前社名・住所、変更後社名・住所が明記してあること）。

※審査に時間を要するので、承認までに若干時間がかかる。

なお、社名変更後の次の本申請は新規案件。

※税関では、「ライセンスの社名・住所と麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の社名・住所は同一であること」としているため、厚生労働省への輸出業者業務届の変更手続きも必要。

Q 2 : 輸入者の変更、最終需要者の変更又は追加

A 2 : 内容変更申請では対応不可。新規の案件として再度申請が必要。

Q 3 : 輸入者の社名変更

A 3 : 内容変更。社名変更を確認できる資料を添付（変更年月日、変更前社名、変更後社名が明記されていること）。なお、次の本申請は新規案件。

Q 4 : 申請者、輸入者及び荷受人の代表者名変更及び電話番号

A 4 : 手続き不要。

Q 5 : 輸入者の住所変更

A 5 : 内容変更。住所変更を確認できる書類を添付（変更年月日、変更後住所が明記していること）。

次の本申請は継続案件（規制物質・輸入者・最終需要者が前回と同一であること）。なお、最終需要者を顧客リストで登録している場合には、新たに顧客リストを 2 部提出し、輸出承認申請理由書の 3. その他に「輸入者の住所が変更したため、顧客リストを再度登録する。最終需要者の情報に変更は無い」旨を記載。

Q 6 : 荷受人の社名変更

A 6 : 内容変更。社名変更を確認できる資料を添付（変更年月日、変更前社名、変更後社名が明記されていること）。なお、次の本申請は継続案件。

Q 7 : 荷受人の変更もしくは追加

A 7 : 内容変更。荷受人の概要（社名・所在地・電話番号・事業内容等）を記

載した取引内容等明細書を添付。輸出契約書に荷受人が明記されている場合には、変更前と変更後の輸出契約書も添付。なお、次の本申請は継続案件。

Q 8 : 経由地の変更

A 8 : 内容変更。理由欄に明確に記載。

Q 9 : 貨物の追加

A 9 : 内容変更。

輸出承認申請理由書、取引内容等明細書、輸出承認取得実績一覧表、追加貨物が混合物である場合は成分表をそれぞれ添付。

なお、追加された規制物質が新規の場合は、輸出承認取得実績一覧表の代わりに新規案件の概要を添付。また、内容変更は「輸出承認実績」にカウントされないため、次の本申請は新規案件となる。

※貨物の追加の内容変更については、審査に時間を要するため、承認までに若干時間がかかる。

Q 10 : 数量の増加・単価の増加及び減少

A 10 : 内容変更。

総額も変更になるので、数量、単価及び総額すべてを記載。なお、すでに既積分が有る場合には、既積分（数量・単価・総額）、未積分（数量・単価・総額）に分けて、総額計を記載する。

Q 11 : 数量の減少のみ

A 11 : 手続き不要。

Q 12 : 建値変更（通関地の変更含む）

A 12 : 内容変更。

変更後の輸出契約書には、変更後の建値が明記されていること。

Q 13 : 有効期限の延長

A 13 : 内容変更。

変更後の輸出契約書には、変更後の有効期限が明記されていること。

なお、当然のことながら、有効期限が切れたライセンスについては、すでに無効となっているため、延長申請は不可。

★御不明な点が御座いましたら、担当者まで御照会ください。

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課（直通）

化学品貿易審査班

TEL 03-3501-1659

硫酸（希硫酸）入りバッテリーについて

以下のいずれかに該当する場合は、輸出承認申請は不要です。

- ① 車に搭載されているバッテリー
- ② バッテリー容器の中にバッテリー液が入った状態

以下のいずれかに該当する場合は、輸出承認申請手続きが必要となります。

- ① バッテリー液のみでの輸出
- ② バッテリーそのものと、補充用のバッテリー液を一緒に輸出

中古のバッテリーは価格や用途によって取扱いが異なりますので、事前にご相談ください。

2. 3. 4 フロン関係（輸出令別表第2の35項）

フロン関係輸出

アクセス

[トップページ](#) > [政策別に探す](#) > [対外経済](#) > [貿易管理](#) > [貿易／貿易管理](#)
> 輸出承認申請 > オゾン層を破壊する物質

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A及び附属書Bに掲げる物質、同議定書附属書Cに掲げる物質並びに同議定書附属書Eに掲げる物質の輸出承認について

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の項に掲げる貨物とする。

([貨物の詳細はこちら（PDF形式：15KB）](#) )

（注）重複するが以下に35項に掲げる物質を記す。

輸出貿易管理令別表第2の35項規制対象品目

1 議定書附属書Aに掲げる物質（〔 〕内は、ODPを示す。）

グループⅠ

- (1) トリクロロフルオロメタン（CFC-11）〔1.0〕
- (2) ジクロロジフルオロメタン（CFC-12）〔1.0〕
- (3) トリクロロトリフルオロエタン（CFC-113）〔0.8〕
- (4) ジクロロテトラフルオロエタン（CFC-114）〔1.0〕
- (5) クロロペンタフルオロエタン（CFC-115）〔0.6〕

グループⅡ

- (1) ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）〔3.0〕
- (2) ブロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）〔10.0〕
- (3) ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）〔6.0〕

2 議定書附属書Bに掲げる物質（〔 〕内は、ODPを示す。）

グループⅠ

- (1) クロロトリフルオロメタン（CFC-13）〔1. 0〕
- (2) ペンタクロロフルオロエタン（CFC-111）〔1. 0〕
- (3) テトラクロロジフルオロエタン（CFC-112）〔1. 0〕
- (4) ヘプタクロロフルオロプロパン（CFC-211）〔1. 0〕
- (5) ヘキサクロロジフルオロプロパン（CFC-212）〔1. 0〕
- (6) ペンタクロロトリフルオロプロパン（CFC-213）〔1. 0〕
- (7) テトラクロロテトラフルオロプロパン（CFC-214）〔1. 0〕
- (8) トリクロロペンタフルオロプロパン（CFC-215）〔1. 0〕
- (9) ジクロロヘキサフルオロプロパン（CFC-216）〔1. 0〕
- (10) クロロヘプタフルオロプロパン（CFC-217）〔1. 0〕

グループⅡ

四塩化炭素〔1. 1〕

グループⅢ

1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）〔0. 1〕

3 議定書附属書Cに掲げる物質（〔 〕内は、ODPを示す。）

グループⅠ

- (1) ジクロロフルオロメタン（HCFC-21）〔0. 04〕
- (2) クロロジフルオロメタン（HCFC-22）〔0. 055〕
- (3) クロロフルオロメタン（HCFC-31）〔0. 02〕
- (4) テトラクロロフルオロエタン（HCFC-121）〔0. 04〕
- (5) トリクロロジフルオロエタン（HCFC-122）〔0. 08〕
- (6) ジクロロトリフルオロエタン（HCFC-123）〔0. 06〕
- (7) 2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン（HCFC-123）〔0. 02〕
- (8) クロロテトラフルオロエタン（HCFC-124）〔0. 04〕
- (9) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HCFC-124）〔0. 022〕
- (10) トリクロロフルオロエタン（HCFC-131）〔0. 05〕
- (11) ジクロロジフルオロエタン（HCFC-132）〔0. 05〕
- (12) クロロトリフルオロエタン（HCFC-133）〔0. 06〕
- (13) ジクロロフルオロエタン（HCFC-141）〔0. 07〕
- (14) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（HCFC-141b）〔0. 11〕
- (15) クロロジフルオロエタン（HCFC-142）〔0. 07〕
- (16) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（HCFC-142b）〔0. 065〕
- (17) クロロフルオロエタン（HCFC-151）〔0. 005〕
- (18) ヘキサクロロフルオロプロパン（HCFC-221）〔0. 07〕
- (19) ペンタクロロジフルオロプロパン（HCFC-222）〔0. 09〕
- (20) テトラクロロトリフルオロプロパン（HCFC-223）〔0. 08〕
- (21) トリクロロテトラフルオロプロパン（HCFC-224）〔0. 09〕
- (22) ジクロロペンタフルオロプロパン（HCFC-225）〔0. 07〕

- (23) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca) [0. 0 2 5]
- (24) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb) [0. 0 3 3]
- (25) クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC-226) [0. 1]
- (26) ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231) [0. 0 9]
- (27) テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232) [0. 1]
- (28) トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233) [0. 2 3]
- (29) ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234) [0. 2 8]
- (30) クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235) [0. 5 2]
- (31) テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241) [0. 0 9]
- (32) トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242) [0. 1 3]
- (33) ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243) [0. 1 2]
- (34) クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244) [0. 1 4]
- (35) トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251) [0. 0 1]
- (36) ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252) [0. 0 4]
- (37) クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253) [0. 0 3]
- (38) ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261) [0. 0 2]
- (39) クロロジフルオロプロパン (HCFC-262) [0. 0 2]
- (40) クロロフルオロプロパン (HCFC-271) [0. 0 3]

グループⅡ

- (1) ジブロモフルオロメタン (CHFBr₂) [1. 0]
- (2) ブロモジフルオロメタン (CHF₂Br。HBFC-22B1) [0. 7 4]
- (3) ブロモフルオロメタン (CH₂FBr) [0. 7 3]
- (4) テトラブロモフルオロエタン (C₂HFBr₄) [0. 8]
- (5) トリブロモジフルオロエタン (C₂HF₂Br₃) [1. 8]
- (6) ジブロモトリフルオロエタン (C₂HF₃Br₂) [1. 6]
- (7) ブロモテトラフルオロエタン (C₂HF₄Br) [1. 2]
- (8) トリブロモフルオロエタン (C₂H₂FBr₃) [1. 1]
- (9) ジブロモジフルオロエタン (C₂H₂F₂Br₂) [1. 5]
- (10) ブロモトリフルオロエタン (C₂H₂F₃Br) [1. 6]
- (11) ジブロモフルオロエタン (C₂H₃FBr₂) [1. 7]
- (12) ブロモジフルオロエタン (C₂H₃F₂Br) [1. 1]
- (13) ブロモフルオロエタン (C₂H₄FBr) [0. 1]
- (14) ヘキサブロモフルオロプロパン (C₃HFBr₆) [1. 5]
- (15) ペンタブロモジフルオロプロパン (C₃HF₂Br₅) [1. 9]
- (16) テトラブロモトリフルオロプロパン (C₃HF₃Br₄) [1. 8]
- (17) トリブロモテトラフルオロプロパン (C₃HF₄Br₃) [2. 2]
- (18) ジブロモペンタフルオロプロパン (C₃HF₅Br₂) [2. 0]
- (19) ブロモヘキサフルオロプロパン (C₃HF₆Br) [3. 3]
- (20) ペンタブロモフルオロプロパン (C₃H₂FBr₅) [1. 9]
- (21) テトラブロモジフルオロプロパン (C₃H₂F₂Br₄) [2. 1]

- (22) トリブロモトリフルオロプロパン (C 3 H 2 F 3 B r 3) [5 . 6]
- (23) ジブロモテトラフルオロプロパン (C 3 H 2 F 4 B r 2) [7 . 5]
- (24) ブロモペンタフルオロプロパン (C 3 H 2 F 5 B r) [1 4]
- (25) テトラブロモフルオロプロパン (C 3 H 3 F B r 4) [1 . 9]
- (26) トリブロモジフルオロプロパン (C 3 H 3 F 2 B r 3) [3 . 1]
- (27) ジブロモトリフルオロプロパン (C 3 H 3 F 3 B r 2) [2 . 5]
- (28) ブロモテトラフルオロプロパン (C 3 H 3 F 4 B r) [4 . 4]
- (29) トリブロモフルオロプロパン (C 3 H 4 F B r 3) [0 . 3]
- (30) ジブロモジフルオロプロパン (C 3 H 4 F 2 B r 2) [1 . 0]
- (31) ブロモトリフルオロプロパン (C 3 H 4 F 3 B r) [0 . 8]
- (32) ジブロモフルオロプロパン (C 3 H 5 F B r 2) [0 . 4]
- (33) ブロモジフルオロプロパン (C 3 H 5 F 2 B r) [0 . 8]
- (34) ブロモフルオロプロパン (C 3 H 6 F B r) [0 . 7]

グループⅢ

ブromクロロメタン (C H 2 B r C l) [0 . 1 2]

4. 議定書附属書Eに掲げる物質 ([] 内は、ODPを示す。)

臭化メチル (C H 3 B r) [0 . 6] __

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出の承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

([提出先及び連絡先の詳細はこちら](#) (PDF形式: 88KB) )

※輸出承認申請書は、政府刊行物センター若しくは大型書店にてご購入下さい。

([見本](#) (PDF形式: 20KB) )

※経済産業省HPからもダウンロードが可能です。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/yoshiki/index.html

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

1) 申請理由書 1通

[申請理由書 \(PDF形式: 8KB\)](#) 

[申請理由書 \(WORD形式: 30KB\)](#) 

[申請理由書 \(一太郎形式: 25KB\)](#) 

2) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通

3) 輸出貨物の成分を証する書類1通

4) 議定書附属書Aのグループ II に属する物質については、輸出貨物が回収されたもの (回収し再生されたものを含む。以下同じ。) である場合には、それを証する書類1通

(3) 輸出承認申請書の記載要領 (記載例) (PDF形式: 95KB)

- 1) 貨物名の欄に、輸出契約書と成分表に明記された商品名を記載するとともに、含有している規制物質名をカッコ書きで併記すること。
- 2) 数量の欄に取引単位による数量を記載するとともに、キログラム (Kg) 単位に

よる数量をかつこ書きで併記すること。

- 3) 価額の欄に、輸出契約書に明記された建値（インコタームズ）を併記すること。

(4) 輸出承認申請理由書の記載要領

- 1) 仕向地（国又は地域名及び議定書締約国であるか否かの別）、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所を記載すること。

[締約国等一覧（PDF形式：78KB）](#)  ← モントリオール議定書の締約国及び議定書第5条1に該当する国又は地域についての詳細はこちら

- 2) 輸出貨物の概要として、輸出貨物の品目名、数量（kg）、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物質の名称、含有率（%）、含有数量（kg）、オゾン破壊係数（ODP）及び含有数量にODPを乗じた数量（換算数量（kg））を記入すること。

[ODP一覧（PDF形式：15KB）](#)  ← 具体的なODPの数値をご覧になりたい方はこちら

4 輸出の承認

輸出の承認は、輸出者からの輸出承認の申請に対し、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認のうえ、以下のいずれかに該当するものについて、国内需給の状況等を勘案して行うこととする。

(1) 議定書附属書Aのグループ I に属する物質

議定書（1987年に採択された議定書）締約国を仕向地とする輸出

(2) 議定書附属書Aのグループ II に属する物質

議定書（1987年に採択された議定書）締約国を仕向地とする輸出であって、次のいずれかに該当するもの。

- 1) 議定書第5条1に該当する国又は地域を仕向地とする輸出
- 2) 回収されたものの輸出

(3) 議定書附属書Bに掲げる物質

議定書（1990年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出

(4) 議定書附属書Cのグループ I に属する物質

議定書（1999年に採択された議定書の改正）締約国及び議定書第5条1に該当する国又は地域を仕向地とする輸出

(5) 議定書附属書Cのグループ II に属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質

議定書（1992年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出

(6) 議定書附属書Cのグループ III に属する物質

議定書（1999年に採択された議定書の改正）締約国を仕向地とする輸出

5 輸出の承認

（注）原文通り。輸出の承認が重複している。

輸出承認を受け、特定物質の輸出を行った者は、毎年1月～3月の間に前年の輸出数量等を経済産業大臣に届け出なければならない。

もしくは、化学物質管理課オゾン層保護等推進室のホームページ「[特定物質の輸出に関する届出（オゾン層保護法第17条関係）](#)」をご覧ください。

2. 3. 5 化学物質の輸出承認について（輸出令別表第2の35の3の項）

アクセス

[トップページ](#) > [政策別に探す](#) > [対外経済](#) > [貿易管理](#) > [貿易／貿易管理](#)
> [輸出承認申請](#) > [化学物質](#)

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

・「[化学物質の輸出承認について](#)」の一部改正について（PDF形式：239KB）

（1）[適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の中欄に掲げる貨物（別紙第1（PDF形式：135KB）!\[\]\(784bf2e4d7fa94d6a886b9dc39d8ea88_img.jpg\)](#)）とする。

（注）別紙第1は2. 3. 6の末尾に添付。

※[別紙第1のうち35の3の項（1）及び（6）の解釈はこちら](#)

（2）[適用除外品目は別紙第2（PDF形式：62KB）!\[\]\(3a91434fb6b4bec5a2c52d3fbe2b9c14_img.jpg\)](#)とする。

（注）別紙第2は別紙第1の後に添付。

※[「化学物質の輸出承認について」の一部改正について（トリブチルスズ化合物関連）](#)

※[副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）](#)

（注）別紙第2の後に添付。

3 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

[提出先等の詳細はこちら（別添1）（PDF形式：80KB）!\[\]\(c67a00132448dcc33ac651d07660c904_img.jpg\)](#)

輸出の承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

[申請書の見本（WORD形式：50KB）!\[\]\(d5a12bb761eead0fc2403f737e18d286_img.jpg\)](#)

[申請書の記載要領（記載例）（PDF形式：120KB）!\[\]\(2b1e208fb45fcc4bad892a5765ff278d_img.jpg\)](#)

※ 輸出承認申請書は、政府刊行物センター若しくは大型書店にて販売をしています。

※ [こちらからもダウンロードが可能です。](#)

※ 同一相手先への輸出に関しては、複数の輸出契約を一つにまとめて申請することができます。

詳細につきましては担当者までお問い合わせ下さい。

（2）輸出承認申請の際の添付書類

1) 申請理由書

[申請理由書（WORD形式：44KB）!\[\]\(7fd571a3fffa6b565c398a85774f5a97_img.jpg\)](#)

[申請理由書（PDF形式：7KB）!\[\]\(604fbdbb44737fbd591449e20407e495_img.jpg\)](#)

[記載要領はこちら（PDF形式：8KB）!\[\]\(ce015090d44f49a9d5cac64e633d18c0_img.jpg\)](#)

2) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

3) 輸出貨物に関する成分表 1通

4) ISO 11014-1に定められた書式に基づいて作成した化学物質安全性デ

ータシート（MSDS）の写し 1 通

5) その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認の上、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）及び残留有機性汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）の規定に基づき、次の（１）、（２）又は（３）の貨物の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当する場合に限り、行うものとする。

ただし、液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、０．００５％を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ容量が０．０５リットルを超える貨物については、承認は行わない。

（１）ロッテルダム条約附属書 III に掲げる化学物質の輸出であって、次のいずれかに該当する場合

- ①当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当しない場合
- ②当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、仕向地が同条約締約国であり、同条約第 10 条に基づき、当該化学物質の輸入に同意している場合
- ③当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、仕向地が同条約締約国であり、同条約第 10 条に基づき、当該化学物質の輸入に条件付きで同意をし、かつ、当該輸出が当該条件に該当する場合
- ④当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
- ⑤仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合

なお、ロッテルダム条約附属書 III に掲げる化学物質に関する各締約国の輸入意思については以下から参照可能です。

ロッテルダム条約事務局ウェブサイト

<http://www.pic.int/reports/countryprofiles.asp>

（２）輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 3 の項の（２）から（６）までに掲げる化学物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質であって、同附属書下欄に掲げる分類に該当するものを除く。）の輸出であって、次のいずれかに該当する場合

- ①仕向地がロッテルダム条約締約国であり、我が国が暦年において、当該締約国の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行っている場合
- ②当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
- ③農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けて

いる農薬及び同項ただし書に該当する農薬

④仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合

⑤当該貨物が成形製品（混合物又は製剤でないものをいう。以下同じ。）である場合

（３）ストックホルム条約附属書Aに掲げる物質であってその製造若しくは使用について個別の適用除外が効力を有しているもの又は同条約附属書Bに掲げる化学物質であって、その製造若しくは使用について個別の適用除外若しくは認めることのできる目的が効力を有しているものの輸出であって、次のいずれかに該当する場合又は当該貨物がストックホルム条約附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質であって実験室規模の研究のため又は試薬として使用される量である場合

①ストックホルム条約第6条1（d）に定める環境上適正な処分の場合

②ストックホルム条約附属書A又は附属書Bの規定に基づき、仕向地が当該化学物質の使用が許容される同条約締約国の場合

③仕向地がストックホルム条約締約国でない国又は地域の場合であって、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して次のすべてのことを約束することを記載した年間の証明書が当該国から我が国に提出されている場合又は当該地域において次のすべてのことを約束することが書面にて確認されている場合

イ 放出を最小限にし又は防止するために必要な措置をとることにより、人の健康及び環境を保護すること

ロ スtockホルム条約第6条1の規定に従うこと

ハ 適当な場合には、ストックホルム条約附属書B第2部2の規定に従うこと

（４）上記（１）又は（２）の規定にかかわらず、第4回ストックホルム条約締約国会合における決定に基づき、ストックホルム条約附属書A又は附属書Bに掲げられることが決定した化学物質については、当該締約国会合における決定によりストックホルム条約附属書A又は附属書Bに掲げられる個別の適用除外若しくは認めることができる目的に該当する場合又は実験室規模の研究のため若しくは試薬として使用される量である場合を除き、輸出の承認は行わない。

5 承認の条件

輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の（１）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書III上欄に掲げる化学物質であって同附属書下欄に掲げる分類に該当するものに限る。）及び同項（２）から（６）までに掲げる貨物（試験研究用又は当該貨物が成形製品である場合を除く。）について輸出を承認する場合には、次の条件を付すものとする。

1) 輸出者が国際連合による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS：Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」を参考に輸出貨物の容器、包装等に添付すべき表示を作成し、これを貨物に添付すること。

2) 輸出者が輸入者に対して I S O 1 1 0 1 4 - 1 に定められた書式に従って作成された化学物質安全性データシート (M S D S) を交付すること。」

GHS の公式英文テキスト及び和文 (仮訳) は以下から参照可能。

公式英文テキスト (第 3 版)

http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_rev03/03files_e.html

和文 (仮訳)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

別紙第 1 (注) 適用品目 (輸出令別表第 2 の 35 の 3 項の該当品目)

1 輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 3 の項 (1) に掲げる貨物

(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質 (「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1 の (5) の表の 35 の 3 の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

化学物質の名称	C A S 番号 (例示)	分類	P O P s 条約対象
(1) 2, 4, 5- T 、 2, 4, 5- T 塩 及び 2, 4, 5- T のエステル化合物	93-76-5 (2, 4, 5- T)	駆除剤	○
(2) アルドリノ	309-00-2	駆除剤	
(3) ビナパクリル	485-31-4	駆除剤	
(4) カプタホール	2425-06-1	駆除剤	
(5) クロルデン	57-74-9	駆除剤	
(6) クロルジメホルム	6164-98-3	駆除剤	
(7) クロロベンジレート	510-15-6	駆除剤	
(8) D D T	50-29-3	駆除剤	
(9) ディルドリン	60-57-1	駆除剤	
(10) ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C)) 2980-64-5 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) のアンモニウム塩) 5787-96-2 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) のカリウム塩等) 2312-76-7 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) のナトリウム塩)	駆除剤	
(11) ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物	88-85-7 (ジノセブ)	駆除剤	

(12) 1,2-ジブロモエタン (E D B)	106-93-4	駆除剤	
(13) 1,2-ジクロロエタン	107-06-2	駆除剤	
(14) エチレンオキシド	75-21-8	駆除剤	
(15) フルオロアセトアミド	640-19-7	駆除剤	
(16) H C H (異性体混合物)	608-73-1	駆除剤	
(17) ヘプタクロル	76-44-8	駆除剤	○
(18) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	駆除剤	○
(19) リンデン	58-89-9	駆除剤	○
(20) 水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)		駆除剤	
(21) モノクロトホス	6923-22-4	駆除剤	
(22) パラチオン	56-38-2	駆除剤	
(23) ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物	87-86-5 (ペンタクロロフェノール)	駆除剤	
(24) トキサフェン	8001-35-2	駆除剤	○
(25) トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) = オキシド、トリブチルスズ = フルオリド、トリブチルスズ = メタクリラート、トリブチルスズ = ベンゾエート、トリブチルスズ = クロリド、トリブチルスズ = リノリエート、トリブチルスズ = ナフテナートを含む全て)	56-35-9 (ビス (トリブチルスズ) = オキシド) 1983-10-4 (トリブチルスズ = フルオリド) 2155-70-6 (トリブチルスズ = メタクリラート) 4342-36-3 (トリブチルスズ = ベンゾエート) 1461-22-9 (トリブチルスズ = クロリド) 24124-25-2 (トリブチルスズ = リノリエート) 85409-17-2 (トリブチルスズ = ナフテナート)	駆除剤 駆除剤	
(26) ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤	17804-35-2 (ベノミル) 1563-66-2 (カルボフラン) 137-26-8 (チウラム)	著しく有害な駆除用製剤	

(27) メタミドホス	10265-92-6	著しく有害な駆除用製剤	
(28) ホスファミドン	13171-21-6 ((E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物) 23783-98-4 ((Z) 異性体) 297-99-4 ((E) 異性体)	著しく有害な駆除用製剤	
(29) メチルパラチオン	298-00-0	著しく有害な駆除用製剤	
(30) 石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)	77536-66-4(アクチノライト) 77536-67-5(アンソフィライト) 12172-73-5(アモサイト) 12001-28-4(クロシドライト) 77536-68-6(トレモライト)	工業用化学物質	
(31) ポリ臭化ビフェニル (P B B)	36355-01-8(六臭化ビフェニル) 27858-07-7(八臭化ビフェニル) 13654-09-6(十臭化ビフェニル)	工業用化学物質	○
(32) ポリ塩化ビフェニル (P C B)	1336-36-3	工業用化学物質	○
(33) ポリ塩化テルフェニル (P C T)	61788-33-8	工業用化学物質	
(34) 4 エチル鉛	78-00-2	工業用化学物質	
(35) 4 メチル鉛	75-74-1	工業用化学物質	
(36) トリス (2, 3-ジブロモプロピル) =ホスファート	126-72-7	工業用化学物質	

2 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(2)に掲げる貨物

(農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	C A S 番号 (例示)	P O P s 条約対象
(1) 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ガンマBHC) (2) テトラエチルピロホスフェート (別名TEPP) (3) 砒酸鉛 (4) 水酸化トリシクロヘキシルスズ (別名シヘキサチン) (5) 2, 4, 6-トリクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル (別名CNP又はクロロニトロフェン) (6) ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキントゼン)	58-89-9	○

3 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(3)に掲げる貨物

(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物)

化学物質の名称	C A S 番号 (例示)	P O P s 条約対象
(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物 ① オクタメチルピロホスホルアミド ② 4アルキル鉛 ③ ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ④ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト ⑤ ジメチル- (ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト ⑥ ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ⑦ テトラエチルピロホスフェイト ⑧ モノフルオール酢酸 ⑨ モノフルオール酢酸アミド ⑩ 以上に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって毒物及び劇物指定令第3条で定める物 (2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物 ① オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤 ② 4アルキル鉛を含有する製剤 ③ ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤		

④ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤		
⑤ ジメチル-（ジエチルアミド-1-クロルクロトニル）-ホスフェイトを含有する製剤		
⑥ ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤		
⑦ テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤		
⑧ モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤		
⑨ モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤		
⑩ 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤		

4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（5）に掲げる貨物

（労安法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物）

化学物質の名称	CAS 番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) ベンジジン及びその塩 (2) 4-アミノジフェニル及びその塩 (3) 石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、クリソタイル） (4) 4-ニトロジフェニル及びその塩 (5) ビス（クロロメチル）エーテル (6) ベータ-ナフチルアミン及びその塩 (7) 労安法施行令第16条第1項第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物		

5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物

（化審法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））

化学物質の名称	CAS 番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) ポリ塩化ビフェニル (2) ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る。）	1336-36-3	○
(3) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	○
(4) 1, 2, 3, 4, 10, 10- ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキ	309-00-2	○

サヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)		
(5) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	60-57-1	○
(6) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)		○
(7) 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス (4-クロロフェニル) エタン (別名DDT)	50-29-3	○
(8) 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8	○
(9) ビス (トリブチルスズ) =オキシド		
(10) N, N' ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		
(11) 2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール		
(12) ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ [2.2.1] ヘプタン (別名トキサフェン)	8001-35-2	○
(13) ドデカクロロペンタシクロ [5.3.2.6 3.9 4.80.0.0.0] デカン (別名マイレックス)		○
(14) 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	
(15) ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	
(16) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	3846-71-7	
(17) ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 又はその塩	1763-23-1 (PFOS) 2795-39-3 (PFOSのカリウム塩) 29457-72-5 (PFOSのリチウム塩) 29081-56-9 (PFOSのアンモニウム塩) 70225-14-8	○

	(P F O S の ジエタノール アミン塩) 56773-42-3 (P F O S の テトラエチル アンモニウム 塩) 251099-16-8 (P F O S の ジデシルジメ チルアンモニ ウム塩)	
(18) ペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) =フルオリ ド (別名 P F O S F)	307-35-7	○
(19) ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○
(20) r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6- ヘキサクロロシクロヘ キサン (別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサ ン)	319-84-6	○
(21) r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6- ヘキサクロロシクロヘ キサン (別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	○
(22) r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6- ヘキサクロロシクロヘ キサン (別名ガンマ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	58-89-9	○
(23) デカクロロペンタシクロ [5. 3. 2, 6 3, 9 4, 80. 0. 0. 0] デカン-5-オン (別名クロルデコン)	143-50-5	○
(24) ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	○
(25) テトラブロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラ ブロモジフェニルエーテル)	40088-47-9 (2, 2 ' , 4, 4 ' -テトラブ ロモジフェニ ルエーテル)	○
(26) ペンタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ペンタ ブロモジフェニルエーテル)	32534-81-9 (2, 2 ' , 4, 4 ' , 5-ペンタ ブロモジフェ ニルエーテル)	○
(27) ヘキサブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサ ブロモジフェニルエーテル)	68631-49-2 (2, 2 ' , 4, 4 ' , 5, 5 ' -ヘ キサブロモジ フェニルエー テル)	○

(28) ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタ ブロモジフェニルエーテル）	207122-15-4 （ 2, 2' , 4, 4' ' , 5, 6' - ヘキサブロモ ジフェニルエ ーテル） 446255-22-7 （ 2, 2' , 3, 3' ' , 4, 5' , 6- ヘプタブロモ ジフェニルエ ーテル） 207122-16-5 （ 2, 2' , 3, 4, 4' , 5' , 6-ヘ プタブロモジ フェニルエー テル）	○
---	---	----------

別紙第2 （注）適用除外（化学物質の輸出承認が不要の場合）

（注）概要は、35 の 3 項の化学物質が非意図的に含有された場合、以下に示す 1 %
又は 0.1% 以下は承認不要となる。

輸出しようとする貨物の中に別紙第 1 に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 401 号）第 3 条第 1 号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が 1 パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号）第 4 条第 1 号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には 0.1 パーセント）未満である場合。ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

- （1） 輸出しようとする貨物に別紙第 1 の 5 に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合または確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 23 年 3 月 31 日薬食発 0331 第 5 号、平成 23・03・29 製局第 3 号、環保企発第 110331007 号）3-3 に該当する場合は除く。）
- （2） 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が 0.05 パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。

(3) 輸出しようとする貨物に別紙第1に掲げる化学物質が0.1パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。(1)及び(2)に掲げる場合を除く。)

(4) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合

副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取り扱いについて

アクセス

トップ >> 化学物質審査規制法>>第一種特定化学物質関係>> 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取り扱いについて

平成20年12月26日

関係事業者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）では、他の化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質¹⁾について、「利用可能な最良の技術（*BAT: Best Available Technology/ Techniques*）」の原則を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に立ってきているところです。

この考えを明確にするため、平成19年10月15日に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成16年3月25日、薬食発0325001号、平成16・03・19製局第3号、環境企発第040325001号。以下「運用通知」という。）を改正し、副生する第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしました（運用通知3-2参照）。

特に、第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン（以下「*HCB*」という。）の副生の実態等については、専門家からなる「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置して検討するとともに、平成19年10月15日付けの「お知らせ」²⁾において、*HCB*を含有するテトラクロロ無水フタル酸（以下「*TCPA*」という。）、*TCPA*を原料とした顔料又は染料（以下「*TCPA由来顔料*」という。）及びピグメントブルー-15を塩素化して製造される顔料又は染料（以下「フタ

ロシアニン系顔料」という。)に係るH C B含有割合を基準値として具体的に提示し、H C Bの一層の削減を求めたところです。

その後、改正運用通知の施行から1年が経過したことに伴い、T C P Aの供給状況及び副生するH C Bの低減に関する事業者の取組状況を確認したところ、当該基準値以下のT C P Aが供給されている状況にあり、また、事業者によるB A Tの原則に基づく取組が進んでいることが認められました。

このような状況を踏まえ、今後、H C Bを含めた、副生する第一種特定化学物質及びそれらを微量含有する化学物質の取扱いについては、下記のとおりとします。

- 1 第一種特定化学物質：製造、輸入及び使用が原則禁止されている化学物質
- 2 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に伴う副生ヘキサクロロベンゼンを含有する顔料等の取扱いについて（お知らせ）

記

副生する第一種特定化学物質については、改正運用通知3－2に基づく運用がなされているところであり、今後、以下のとおり取扱うこととします。

1. 副生する第一種特定化学物質が微量含まれることが認められた場合は、速やかに下記の措置を講じてください。それらの措置が妥当な場合には、運用通知3－2に該当するものとみなします。
 - (1) 副生する第一種特定化学物質が微量含まれる化学物質を、当該事実を認識した以降において製造又は輸入する場合は、事業者自らが、B A Tの原則に基づく当該第一種特定化学物質の化学物質中の含有量に係る上限値(以下、「自主管理上限値」という。)を設定し、当該第一種特定化学物質の含有量の低減方策等とあわせて、あらかじめ厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)に文書を提出し、その妥当性について説明してください。
 - (2) 自主管理上限値等を設定し、3省に提出した事業者(上記(1)に従い自主管理上限値等を設定し、3省に提出した事業者を含む。)については、自らが製造又は輸入する化学物質中の第一種特定化学物質含有量が自主管理上限値を超えていないことを常に確認するとともに、引き続き含有量の低減に努めてください。このため、3省に提出した自主管理上限値等については、3省からの要請に応じてその管理状況について報告するとともに、状況の変化を踏まえて適宜見直されるべきものとします。
2. T C P A、T C P A由来顔料及びフタロシアニン系顔料については、副生するH C Bが微量含まれることが一般的に認識されていることから、平成19年10月15日付け「お知らせ」に基づくこれまでの取組を踏まえた下記の措置を引き続き講じてください。
 - (1) T C P A、T C P A由来顔料及びフタロシアニン系顔料を新たに製造又は輸入する場合は、副生するH C Bの含有量を確認して、あらかじめ3省に、設定する予定の自主管理上限値等を提出し、その妥当性について説明してください。

ただし、T C P A、T C P A由来顔料（ピグメントエロー138を除く。）及びピグメントグリーン 36（フタロシアニン系顔料の一種）に係る自主管理上限値については、平成19年10月15日付けの「お知らせ」で提示したH C B含有量の基準値（下記）を超える場合は、原則として、副生するH C Bは運用通知3-2に該当しないとみなします。

なお、T C P Aの供給に支障が生じるような状況の変化があった場合や、その他のT C P A由来顔料及びフタロシアニン系顔料を新規化学物質として製造又は輸入する場合等については、個々の状況を考慮した上で、B A Tの原則に基づいて、下記の基準値以外の自主管理上限値を適用することもあり得るものとします。

【副生するH C B含有量の基準値】

- ① T C P A : 200ppm
- ② T C P A由来顔料（ピグメントエロー138を除く） : 10ppm
- ③ ピグメントグリーン36 : 10ppm

- (2) 自主管理上限値等を設定し、3省に提出した事業者（上記(1)に従い自主管理上限値等を設定し、3省に提出した事業者を含む）は、自らが製造又は輸入する化学物質中のH C B含有量が自主管理上限値を超えていないことを常に確認し、ロットごとの各種データ（分析結果、製造・輸入年月日、製造又は輸入量及び用途）を四半期毎（1月、4月、7月及び10月）に3省に報告してください。

ただし、T C P A、T C P A由来顔料（ピグメントエロー138を除く）、ピグメントグリーン36については、上記(1)のとおり、特別な事例を除き、副生するH C Bの含有量が当該基準値を超えることはないことから、定期的な3省への報告は不要とします。

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：田中、下位

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5253-1111（内線：2424）

F A X 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：羽田、宮地

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

T E L 03-3501-0605（直通）

F A X 03-3501-2084

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

担当：木野、末次、高木

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5521-8253（直通）

F A X 03-3581-337

2. 4 麻薬向精神薬の原料の取扱いについて

アクセス

厚生労働省 地方厚生局 麻薬取締部 ⇒ 許可申請手続 ⇒ 許可申請手続
各届出ダウンロード集 ⇒ 麻薬向精神薬原料規制の主旨について

①. 麻薬向精神薬原料規制の趣旨について

1. 麻薬向精神薬原料は、国際的に「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」において規制され、我が国においても「麻薬及び向精神薬取締法」（以下「法」という。）で規制されています。

法に基づき、現在 18 物質が「麻薬向精神薬原料」に定められており、その中の 10 物質が「特定麻薬向精神薬原料（2における下線物質）」に指定されています。特定麻薬向精神薬原料は、その輸出輸入について、他の麻薬向精神薬原料より厳しい取扱いになっております。

麻薬向精神薬原料を輸入（輸出）する際の手続きは、輸入（輸出）を業とする場合と業としない場合で異なります。

業とする場合とは、反復継続して輸入（輸出）をする場合です。

業とする場合は、麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届が義務づけられております。

さらに特定麻薬向精神薬原料を輸入（輸出）する場合は、麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届の届出をした上、さらに輸出、輸入の都度、届出が必要です。業としない場合は、麻薬向精神薬原料ごとに定めた量以下であれば、輸入（輸出）の届出や業務届は必要ありませんが、一定の量を超える麻薬向精神薬原料を輸入（輸出）する場合には届出が必要になります。

2. 麻薬向精神薬原料とは

1) アセトン	(50%を超えるもの)
2) トルエン	(50%を超えるもの)
3) メチルエチルケトン	(50%を超えるもの)
4) エチルエーテル	(50%を超えるもの)
5) アントラニル酸	(50%を超えるもの)
6) ピペリジン	(50%を超えるもの)
7) 硫酸	(10%を超えるもの)
8) 塩酸	(10%を超えるもの)
9) <u>N-アセチルアントラニル酸</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
10) <u>イソサフロール</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
11) <u>エルゴタミン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
12) <u>エルゴメトリン</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
13) <u>過マンガン酸カリウム</u>	<u>(10%を超えるもの)</u>
14) <u>サフロール</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
15) <u>ピペロナル</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>
16) <u>無水酢酸</u>	<u>(50%を超えるもの)</u>

17) 3・4-メチレンジオキシフェニル 2-プロパノン (50%を超えるもの)

18) リゼルギン酸 (50%を超えるもの)

* 下線の物質は、特定麻薬向精神薬原料である。

* アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤されたアセトン、放射性物質は除く。

* 車両、船舶等への搭載の有無にかかわらずバッテリーに使用されている硫酸については、平成 18 年 6 月 27 日付、薬食監麻発第 0627001 号の通知により、届出の除外対象になりました。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸を輸出、輸入する場合は届出が必要です。

(注) 片カッコの 1) ～18) の数字は、原文にないが追記した。

3. 麻薬向精神薬原料一覧表

特定麻薬向精神薬原料 【10 物質】	業とする場合 ① 地方厚生（支）局長に業の届出（第 50 条の 27、50 条の 28） ② 地方厚生（支）局長にその都度の届出（50 条の 29、50 条の 30、施行令 1 条） ただし、下記濃度以下は業の届出及びその都度の届出不要（50 条の 36、施行令 8 条の 4、規則 45 条の 8、規則別表第 3） N-アセチルアントラニル酸 50% イソサフロール 50% エルゴタミン 50% エルゴメトリン 50% サフロール 50% ピペロナール 50% 無水酢酸 50% 3、4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン 50% リゼルギン酸 50% 過マンガン酸カリウム 10%	業としない場合 ① 下記量を超える場合、地方厚生（支）局長にその都度の届出（50 条の 31、50 条の 32、規則 45 条の 5） ただし、左記濃度以下はその都度の届出不要（50 条の 36、施行令 8 条の 4、規則 45 条の 8、規則別表第 3） N-アセチルアントラニル酸 40kg イソサフロール 4kg エルゴタミン 20g エルゴメトリン 10g サフロール 4kg ピペロナール 4kg 無水酢酸 210kg 3、4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン 4kg リゼルギン酸 10g 過マンガン酸カリウム 55kg
上記以外の麻薬向精神薬原料 【8 物質】	業とする場合 ① 地方厚生（支）局長に業の届出（50 条の 27、50 条の 28） ただし、下記濃度以下は業の届出不要（50 条の 36、施行令 8 条の 4、規則 45 条の 8、規則別表第 3）	業としない場合 ① 下記量を超える場合、地方厚生（支）局長にその都度の届出（50 条の 31、50 条の 32、規則 45 条の 5） ただし、左記濃度以下はその都度の届出不要（50 条の 36、施行令 8 条の 4、規則 45 条の 8、規則別表第 3）

アセトン	50%	アセトン	150kg
アントラニル酸	50%	アントラニル酸	30kg
エチルエーテル	50%	エチルエーテル	140kg
塩化水素（塩酸）	10%	塩化水素（塩酸）	20kg
トルエン	50%	トルエン	170kg
ピペリジン	50%	ピペリジン	500g
メチルエチルケトン	50%	メチルエチルケトン	160kg
硫酸	10%	硫酸	20kg

4. 届出の提出先

業務届、業務の変更届、業務の廃止届は、それぞれの業務所を管轄する地方厚生（支）局長宛に、5年毎の業務届受理証明書の更新及び紛失した際の再発行の証明願はそれぞれの業務所を管轄する地方厚生局麻薬取締部長宛に行ってください。それぞれの記載方法については、別添記載の手引きを参照して下さい。

届出や証明願はそれぞれの業務所を管轄する地方厚生局麻薬取締部（以下「麻薬取締部」という。）の窓口に直接持参或いは郵送して下さい。なお、郵送される場合は届出書類と共に、簡易書留以上の返信手段（宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です）を講じて下さい。

前記返信手段によらず万一紛失等の事故が発生した場合、当部では責任を負いかねますのでご注意下さい。また、事故経緯等調査のため再発行まで相当時間を要することがあります。

届出の際、届出内容についていくつか質問させていただくことがあります。なお、受理証明書は届出受理後、概ね1週間から10日間で交付しますが、申請が混雑するなどの理由で（特に4月～6月）時間が多少かかる場合もありますので、余裕を持って提出して下さい。

* 営業所所在地が北海道の方

厚生労働省北海道厚生局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当
〒060-0808
札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎
電話番号 011-726-3131 FAX 番号 011-709-8063

* 営業所所在地が青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県の方

厚生労働省東北厚生局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎
電話番号 022-221-3701 FAX 番号 022-221-3713

* 営業所所在地が茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県の方

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当
〒102-8309
東京都千代田区九段南1丁目2番1号九段第三合同庁舎17階
電話番号 03-3512-8691 FAX 番号 03-3512-8689

* 営業所所在地が静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、岐阜県、の方 厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 電話番号 052-951-0688 FAX 番号 052-951-6876
* 営業所所在地が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方 厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当 〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話番号 06-6949-6336 FAX 番号 06-6949-6339
* 営業所所在地が岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県の方 厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 電話番号 082-227-9011 FAX 番号 082-227-9174
* 営業所所在地が香川県、愛媛県、徳島県、高知県の方 厚生労働省四国厚生支局麻薬取締部 調査総務課 許認可担当 〒760-0019 高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎4階 電話番号 087-811-8910 FAX 番号 087-823-8810

5. 義務事項（必ず読んで下さい）

麻薬等原料輸入（輸出）業者等に対して義務づけられている事項は、次のとおりです。なお、虚偽の届出をした場合は、罰則があります。（法第72条、法第73条の2）

①業務の届出（法第50条の27）

業として輸入（輸出）する場合、業務の届出が必要です。

業務届の受理後、特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸入（輸出）する業者には麻薬取締部長名の「麻薬等原料輸入（出）業者業務届受理証明書」（業務の届出のあった日から5年間を経過した日の属する年の6月30日を有効期限とする。）を発行します。この証明書が、通関の際の証明書となります。

②業務の変更の届出（法第50条の27）

業務届の内容に変更が生じた場合は、業務変更の届出が必要です。

麻薬等原料輸入（輸出）業者として届け出た事項を変更しようとするときは、麻薬取締部に地方厚生（支）局長宛の業務変更届を提出して下さい。

③業務廃止の届出（法第50条の28）

業務を廃止した場合は、業務廃止の日から30日以内に届出が必要です。また、受理証明書原本も同時に返納しなければなりません。

麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したときは、麻薬取締部に厚生（支）局長宛の業務廃止届を30日以内に届け出て下さい。麻薬等原料輸入（輸出）業者が死亡又は解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が同様に30日

以内に届け出て下さい。麻薬等原料営業所が移転した場合は、移転前の営業所については業務廃止の届出を、移転後の営業所で引き続き麻薬向精神薬原料を取り扱う場合は新たに業務の届出（①参照）をして下さい。

④麻薬等原料輸入業者の特定麻薬向精神薬原料輸入の届出（法第 50 条の 29）

特定麻薬向精神薬原料（前記下線付きの麻薬等原料）の輸入については、その都度の届出が必要です。届出は別記第 39 号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返戻しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑤麻薬等原料輸出業者の特定麻薬向精神薬原料輸出の届出（法第 50 条の 30）

特定麻薬向精神薬原料の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第 39 号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返戻しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑥麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出（法第 50 条の 31）

麻薬向精神薬原料（前記一覧表掲載）の輸入については、その都度の届出が必要です。届出は別記第 39 号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返戻しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑦麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出（法第 50 条の 32）

麻薬向精神薬原料（前記一覧表掲載）の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第 39 号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返戻しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑧記録〔業務届出者に限る〕（法第 50 条の 34）

輸入し、輸出し、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料の品名、数量及びその年月日並びに相手方の氏名、名称及び住所を記録しなければなりません。これらの記録は記録の日から 2 年間、麻薬向精神薬原料輸入（輸出）の業務を行う営業所（以下「麻薬等原料営業所」という。）において保存して下さい。記録の様式は、上記事項が記載されたものであれば、帳簿、カード、伝票等のいずれでも、これらのコピーでも差し支えありません。なお、納入伝票をもって記録とする場合は、麻薬向精神薬原料を記載した伝票のみを綴ることとし、他の伝票とともに綴らないで下さい。

⑨輸出の際の表示（法第 50 条の 35）

麻薬等原料輸出業者は、麻薬向精神薬原料を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはなりません。

⑩業務の継続及び再交付（平成 9 年 5 月 29 日 薬麻第 949 号）

麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届受理証明書の有効期間は、業務の届出のあった日から 5 年を経過した日の属する年の 6 月 30 日までです。継続して業務を行う場合は、有効期間の満了する年の 5 月 1 日から 6 月 30 日までの間に更新の手続きをする必要があります。

6. 立入検査（法第 50 条の 38）

法に基づき、麻薬等原料営業所の立入検査を行うことがあります。取り扱っている麻薬向精神薬原料の保管場所、記録等、その管理に関する基本的な情報については、麻薬等原料営業所において常時把握しておいて下さい。

7. その他

①関係書類の保管

麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届及び業務変更届の際に、これら届出書の副本に麻薬取締部の受理印を押して返戻しますので、棄損・亡失しないようにして下さい。業務届及び業務変更届の副本は立入検査の際に提示を求められますので大切に保管しておいて下さい。

また、業務届受理証明書は通関の際の証明書になりますので、大切に保管しておいて下さい。なお、業務廃止時には業務廃止届を提出すると同時に業務届副本、業務届受理証明書を返納して下さい。

②届出書類作成上の注意

社長印は、登記所に届け出ている実印を使用して下さい。

届出書類の右上の捨印は、必ず押印する必要はありませんが、押印が無くて訂正があった場合は、再度作成し直していただきます。